平成２１年（フ）第４６１号
長崎県長崎市旭町25番27号　小口アパート２Ｆ
債務者　**鴇**瀬真一郎
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
大分県中津市大字下池永1002番地１　友和寮
債務者　山﨑　勇蔵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第６７号
大分県宇佐市大字辛島298番地の５
債務者　吉田　　博
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７０号
大分県中津市中央町１丁目５番24号　シェ・モア中央町６―228
債務者　壇　　弘幸
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７４号
大分県中津市大字下宮永40番地１　松木屋第１ハイツ105号
債務者　福良　清香
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７８号
大分県宇佐市院内町大副666番地、住民票上の住所福岡市博多区千代３丁目３番12―1402号
債務者　小野寺美恵子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９１９号
札幌市東区北21条東16丁目４番６―301号
債務者　姥山　幾子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５０号
札幌市豊平区平岸４条９丁目３番25号
債務者　小川　　博
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９５号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目３番42―505号
債務者　稲村　敬人
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３８号
北海道千歳市長都駅前４丁目14番17号
債務者　伊藤　優香（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２８５号
札幌市南区澄川５条３丁目２番16号
債務者　一戸　英美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２９０号
札幌市北区百合が原10丁目６番８号
債務者　菅原キミコ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９０号
札幌市北区屯田７条10丁目２番12号　フィオーレ屯田Ｃ―101号
債務者　増山　憲一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９６号
札幌市手稲区富丘２条３丁目17番10号
債務者　木原　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３７号
北海道千歳市北光５丁目４番15号
債務者　田中　広二
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４４号
札幌市厚別区大谷地西１丁目３番30―211号
債務者　佐藤　律子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４５５号
札幌市東区伏古５条２丁目２番15号　ブレス52―205号
債務者　倉内　敏美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部